

平成 2 9 年

3 月 定例会提案議案概要

2 月 2 3 日送付

4 9 議案

- ・ 専決処分 1 議案
- ・ 当初予算 1 0 議案
- ・ 補正予算 7 議案
- ・ 条例 2 4 議案
- ・ 事件議案 7 議案

専決処分予算関係

■平成 28 年 12 月 28 日付専決

議案第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 4 号）

平成 28 年度長浜市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

【内容】

歳入 簡易水道施設管理基金繰入金の増額（24,000 千円）

歳出 余呉中央浄水場修繕費の増額（24,000 千円）

※予算総額を 24,000 千円増額

予算関係

【当初予算】 10 件

議案第 2 号 平成 29 年度長浜市一般会計予算

議案第 3 号 平成 29 年度長浜市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 平成 29 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

議案第 5 号 平成 29 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第 6 号 平成 29 年度長浜市介護保険特別会計予算

議案第 7 号 平成 29 年度長浜市休日急患診療所特別会計予算

議案第 8 号 平成 29 年度長浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第 9 号 平成 29 年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 10 号 平成 29 年度長浜市病院事業会計予算

議案第 11 号 平成 29 年度長浜市老人保健施設事業会計予算

【補正予算】 7 件

議案第 12 号 平成 28 年度長浜市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 13 号 平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 14 号 平成 28 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 15 号 平成 28 年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 平成 28 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 17 号 平成 28 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号 平成 28 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

条例関係

所管課	内 容														
幼児課	議案第 19 号 長浜市保育士等確保緊急対策基金条例の制定について 市民が安心して乳幼児期の教育及び保育を受けることができる体制の構築に向け、市内教育・保育施設における保育士等の人材確保対策に要する経費の財源を確保するため、新たに基金を設置するものです。 【基金使途】・保育士等に対し、貸与を受けていた奨学金の返還を支援する事業 ・保育士等の就職及び定着を促進する事業 【施 行 日】公布の日（基金設置の期間は平成 38 年 3 月 31 日まで）														
人事課	議案第 20 号 長浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について 地方公務員法の一部改正（平成 26 年 2 月 21 日施行）により配偶者同行休業の制度が設けられたことから、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、本市条例を制定するものです。 【概要】 配偶者同行休業…職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度 <table><tr><td>対象となる事由</td><td colspan="2">配偶者が 6 月以上継続して外国に滞在すると見込まれる次のいずれかの場合 ①外国勤務、②外国での事業経営、③外国の大学への修学等</td></tr><tr><td>承認の要件</td><td colspan="2">・公務の運営に支障がないこと ・当該職員の勤務成績や、職務復帰後の継続勤務の意思等を考慮</td></tr><tr><td>休業の期間</td><td colspan="2">3 年を超えない範囲</td></tr><tr><td>給与等</td><td colspan="2">給与は支給しない。 退職手当は、算定基礎となる勤続期間から除く。</td></tr></table> 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日			対象となる事由	配偶者が 6 月以上継続して外国に滞在すると見込まれる次のいずれかの場合 ①外国勤務、②外国での事業経営、③外国の大学への修学等		承認の要件	・公務の運営に支障がないこと ・当該職員の勤務成績や、職務復帰後の継続勤務の意思等を考慮		休業の期間	3 年を超えない範囲		給与等	給与は支給しない。 退職手当は、算定基礎となる勤続期間から除く。	
対象となる事由	配偶者が 6 月以上継続して外国に滞在すると見込まれる次のいずれかの場合 ①外国勤務、②外国での事業経営、③外国の大学への修学等														
承認の要件	・公務の運営に支障がないこと ・当該職員の勤務成績や、職務復帰後の継続勤務の意思等を考慮														
休業の期間	3 年を超えない範囲														
給与等	給与は支給しない。 退職手当は、算定基礎となる勤続期間から除く。														
選挙管理委員会事務局	議案第 21 号 長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について 公職選挙法施行令の一部改正（平成 28 年 4 月 8 日施行）により、国政選挙時の選挙運動に係る公費負担額が改定されたことから、長浜市議会議員及び長浜市長の選挙における公費負担額もこれに準じて改定するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 <table><tr><th>公費負担の対象</th><th>（現行）限度額</th><th>（改正案）限度額</th></tr><tr><td>選挙運動用自動車の借上料</td><td>1 日当たり 15,300 円</td><td>1 日当たり 15,800 円</td></tr><tr><td>選挙運動用自動車の燃料費</td><td>1 日当たり 7,350 円</td><td>1 日当たり 7,560 円</td></tr><tr><td>選挙運動用ビラの作成費（市長選挙のみ）</td><td>1 枚当たり 7 円 30 銭</td><td>1 枚当たり 7 円 51 銭</td></tr></table>			公費負担の対象	（現行）限度額	（改正案）限度額	選挙運動用自動車の借上料	1 日当たり 15,300 円	1 日当たり 15,800 円	選挙運動用自動車の燃料費	1 日当たり 7,350 円	1 日当たり 7,560 円	選挙運動用ビラの作成費（市長選挙のみ）	1 枚当たり 7 円 30 銭	1 枚当たり 7 円 51 銭
公費負担の対象	（現行）限度額	（改正案）限度額													
選挙運動用自動車の借上料	1 日当たり 15,300 円	1 日当たり 15,800 円													
選挙運動用自動車の燃料費	1 日当たり 7,350 円	1 日当たり 7,560 円													
選挙運動用ビラの作成費（市長選挙のみ）	1 枚当たり 7 円 30 銭	1 枚当たり 7 円 51 銭													

	<table><tr><td>選挙運動用ポスターの作成費</td><td>1 枚当たり (510 円 48 銭×掲示場数 +301, 875 円)÷掲示場数</td><td>1 枚当たり (525 円 6 銭×掲示場数 +310, 500 円)÷掲示場数</td></tr></table> 【施 行 日】公布の日	選挙運動用ポスターの作成費	1 枚当たり (510 円 48 銭×掲示場数 +301, 875 円)÷掲示場数	1 枚当たり (525 円 6 銭×掲示場数 +310, 500 円)÷掲示場数									
選挙運動用ポスターの作成費	1 枚当たり (510 円 48 銭×掲示場数 +301, 875 円)÷掲示場数	1 枚当たり (525 円 6 銭×掲示場数 +310, 500 円)÷掲示場数											
行政経営改革課	議案第 22 号 長浜市事務分掌条例の一部改正について 本市における新たな行政課題について、市長の指示に基づき迅速かつ的確に対応する体制を強化することを目的として事務分掌を改めるため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】秘書に関する事務を総務部から総合政策部に移管 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日												
総務課	議案第 23 号 長浜市個人情報保護条例の一部改正について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正（平成 29 年 5 月 30 日施行）に伴い、条ずれが生じることから、当該規定を引用している本市個人情報保護条例の一部を改正するものです。 【施 行 日】平成 29 年 5 月 30 日												
人事課	議案第 24 号 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 平成 28 年人事院勧告に基づく関係法令等の改正をふまえ、職員が働きながら介護や育児をしやすい環境整備をさらに進めるため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 介護休暇の拡充 <table><tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>一の要介護状態ごとに、連続する 6 月の期間内</td><td>一の要介護状態ごとに、3 回以下かつ通算して 6 月を超えない範囲内</td></tr></table> ※要介護状態・・・負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態 (2) 介護時間の新設 <table><tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>—</td><td>最長 3 年、1 日 2 時間まで介護のため勤務しないことができる</td></tr></table> (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大 <table><tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>法律上の親子関係がある子（実子・養子）</td><td>法律上の親子関係がある子（実子・養子） 特別養子縁組の監護期間中の子 養子縁組里親に委託されている子他</td></tr></table> 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日	現行	改正案	一の要介護状態ごとに、連続する 6 月の期間内	一の要介護状態ごとに、3 回以下かつ通算して 6 月を超えない範囲内	現行	改正案	—	最長 3 年、1 日 2 時間まで介護のため勤務しないことができる	現行	改正案	法律上の親子関係がある子（実子・養子）	法律上の親子関係がある子（実子・養子） 特別養子縁組の監護期間中の子 養子縁組里親に委託されている子他
現行	改正案												
一の要介護状態ごとに、連続する 6 月の期間内	一の要介護状態ごとに、3 回以下かつ通算して 6 月を超えない範囲内												
現行	改正案												
—	最長 3 年、1 日 2 時間まで介護のため勤務しないことができる												
現行	改正案												
法律上の親子関係がある子（実子・養子）	法律上の親子関係がある子（実子・養子） 特別養子縁組の監護期間中の子 養子縁組里親に委託されている子他												

生涯学習課 森林整備課	<u>議案第 25 号 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</u> 平成 29 年度から下記の特別職非常勤職員を任用するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 市民まちづくりセンター所長 職務内容：公民館の市民まちづくりセンター化に伴い、地域ニーズに応じたまちづくり活動の支援やマネジメントを行う。 報 酬 額：月額 205,000 円 (2) 有害鳥獣捕獲対策指導員 職務内容：有害鳥獣捕獲業務を安全かつ公平で効果的に実施するため、狩猟団体や捕獲従事者間の調整や指導を行う。 報 酬 額：日額 11,000 円 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日
上下水道課	<u>議案第 26 号 長浜市特別会計条例等の一部改正について</u> <u>議案第 40 号 長浜市簡易水道施設管理基金条例等の廃止について</u> 長浜市地域水道ビジョンに基づく水道事業の再編に伴い、余呉・木之本簡易水道及び西浅井簡易水道事業が平成 29 年 4 月 1 日から長浜水道企業団に移管されることから、関連する本市条例の一部を改正又は廃止するものです。 【一部改正条例】 (1) 長浜市特別会計条例 長浜市簡易水道事業特別会計の規定を削除 (2) 長浜市農業集落排水処理施設条例 汚水量算定に係る根拠条例のうち、長浜市簡易水道給水条例の規定を削除 (3) 長浜市公共下水道使用料条例 汚水量算定に係る根拠条例のうち、長浜市簡易水道給水条例の規定を削除 【廃止条例】 (1) 長浜市簡易水道施設管理基金条例 (2) 長浜市簡易水道の設置等に関する条例 (3) 長浜市簡易水道給水条例 (4) 長浜市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日
税務課	<u>議案第 27 号 長浜市税条例等の一部改正について</u> 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が公布され、消費税率の引上げが平成 31 年 10 月まで延期されたことに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】

	(1) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する事項 個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長 (改正前) 平成 41 年度分までの所得割から控除(居住年が平成 31 年までに限る) (改正後) 平成 43 年度分までの所得割から控除(居住年が平成 33 年までに限る) (2) 法人市民税の法人税割の税率に関する事項 法人税割の税率引下げ時期の延期 (改正前) 平成 29 年 4 月 1 日以降開始事業年度分 (改正後) 平成 31 年 10 月 1 日以降開始事業年度分 (3) 軽自動車税に関する事項 ア 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)を 1 年延長 (改正前) 平成 27 年度中取得分に適用 (改正後) 平成 28 年度中取得分に適用 イ 軽自動車税の環境性能割の導入時期の延期 (改正前) 平成 29 年度 (改正後) 平成 32 年度 【施行日】公布の日																
市民課 開発建築指導課 防災危機管理局	議案第 28 号 長浜市手数料条例の一部改正について (1) 住民票の写し、印鑑登録証明、所得証明のコンビニ交付を推進し、市民の利便性の向上とスムーズな窓口サービスの提供を図るため、多機能端末を利用した証明書の交付手数料について、1 件につき 300 円から 150 円に改正するものです。 【施行日】平成 29 年 6 月 1 日 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、平成 29 年 4 月から大規模建築物(非住宅 2,000 ㎡以上)の建築主は所管行政庁による省エネ基準適合性判定を受けること等が義務化されることから、これらの判定審査手数料等を定めるものです。 [適合性判定審査手数料の一例(工場等以外、モデル建物法等)] <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>手数料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 ㎡未満のもの</td><td>89,000 円</td></tr> <tr> <td>300 ㎡以上 2,000 ㎡未満のもの</td><td>145,000 円</td></tr> <tr> <td>2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満のもの</td><td>230,000 円</td></tr> <tr> <td>5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満のもの</td><td>298,000 円</td></tr> <tr> <td>10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満のもの</td><td>357,000 円</td></tr> <tr> <td>25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満のもの</td><td>417,000 円</td></tr> <tr> <td>50,000 ㎡以上のもの</td><td>538,000 円</td></tr> </tbody> </table> 【施行日】平成 29 年 4 月 1 日	床面積の合計	手数料	300 ㎡未満のもの	89,000 円	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満のもの	145,000 円	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満のもの	230,000 円	5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満のもの	298,000 円	10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満のもの	357,000 円	25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満のもの	417,000 円	50,000 ㎡以上のもの	538,000 円
床面積の合計	手数料																
300 ㎡未満のもの	89,000 円																
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満のもの	145,000 円																
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満のもの	230,000 円																
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満のもの	298,000 円																
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満のもの	357,000 円																
25,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満のもの	417,000 円																
50,000 ㎡以上のもの	538,000 円																

	(3) 平成 29 年 4 月 1 日から湖北地域消防組合に煙火消費許可事務等に移管することに伴い、下記の申請手数料に関する規定を削除するものです。 ・火薬類の譲受けの許可の申請のうち火工品のみの譲受け許可申請手数料（1 件につき 2,400 円） ・煙火の消費許可申請手数料（1 件につき 7,900 円） 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日
都市計画課	<u>議案第 29 号 長浜市営駐車場条例の一部改正について</u> 長浜駅周辺における官民連携のエリアマネジメントの一貫として、長浜駅西駐車場の更なる利用促進を図るため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】長浜市長浜駅西駐車場（長浜市北船町 111 番地 8）に関する規定を削除 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日
税務課	<u>議案第 30 号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について</u> 国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の軽減判定所得基準が引き上げられ、中低所得者層の保険料負担が軽減されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡大 ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を引上げ （現行）265,000 円 → （改正案）270,000 円 ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を引上げ （現行）480,000 円 → （改正案）490,000 円 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日
子育て支援課	<u>議案第 31 号 長浜市放課後児童クラブ条例の一部改正について</u> 新たに七郷小学校内に放課後児童クラブを開設するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】新規クラブの開設 名称 ななっこクラブ 開設場所 長浜市高月町唐川 248 番地（七郷小学校内） 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日

高齢福祉介護課	議案第 32 号 長浜市介護保険条例の一部改正について 消費税率引上げによる財源を充てて平成 27 年度から平成 28 年度まで実施している低所得者の介護保険料軽減措置について、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10%への引上げが延期されたことから、国において平成 29 年度も現行の軽減措置（第 1 段階に属する特に所得の低い高齢者を対象に、保険料基準額に対する割合を 0.45 に軽減するもの）を継続することとなったため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>改正案</td></tr><tr><td>期間</td><td>平成 27 年度～平成 28 年度</td><td>平成 29 年度まで延長</td></tr></table> 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日		現行	改正案	期間	平成 27 年度～平成 28 年度	平成 29 年度まで延長			
	現行	改正案								
期間	平成 27 年度～平成 28 年度	平成 29 年度まで延長								
商工振興課	議案第 33 号 長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正について 浅井勤労者憩の家を廃止することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】浅井勤労者憩の家（長浜市須賀谷町 75 番地）に関する規定を削除 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日									
建築住宅課	議案第 34 号 長浜市改良住宅条例の一部改正について 改良住宅における空き家を解消し新規入居者を募集できる制度を創設するとともに、桜町団地改良住宅譲渡事業が概ね終了したことに伴い、未譲渡住宅の家賃制度を変更するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 空き家となった改良住宅について、本市市営住宅条例の規定を準用し、新規に入居者を公募できることとする。 対象：桜町・長田町・新旭町団地 計 23 戸 (2) 桜町団地の未譲渡改良住宅の家賃について、固定家賃から世帯収入に応じた応能応益家賃に変更する。 対象：桜町団地 13 戸 <table><tr><td>(現行) 固定家賃</td><td>(改正案) 応能応益家賃</td></tr><tr><td>建設年度に応じて、 月額 3,000 円～5,000 円</td><td>世帯収入に応じて、 月額約 17,000 円～約 36,000 円</td></tr></table> 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日	(現行) 固定家賃	(改正案) 応能応益家賃	建設年度に応じて、 月額 3,000 円～5,000 円	世帯収入に応じて、 月額約 17,000 円～約 36,000 円					
(現行) 固定家賃	(改正案) 応能応益家賃									
建設年度に応じて、 月額 3,000 円～5,000 円	世帯収入に応じて、 月額約 17,000 円～約 36,000 円									
都市計画課	議案第 35 号 長浜市都市公園条例の一部改正について 豊公園駐車場の有料化を実施することにより、公園利用者の利便性向上と利用の適正化を図るため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 豊公園駐車場の使用料を下記のとおり規定 <table><tr><td>区分</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>大型自動車、中型自動車、準中型自動車</td><td>1 日 1 回（24 時間以内）</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>普通自動車等</td><td>駐車時間 3 時間以内</td><td>無料</td></tr></table>	区分	単位	使用料	大型自動車、中型自動車、準中型自動車	1 日 1 回（24 時間以内）	2,000 円	普通自動車等	駐車時間 3 時間以内	無料
区分	単位	使用料								
大型自動車、中型自動車、準中型自動車	1 日 1 回（24 時間以内）	2,000 円								
普通自動車等	駐車時間 3 時間以内	無料								

				3 時間超、4 時間以内	400 円
				4 時間超、5 時間以内	500 円
				5 時間超、6 時間以内	600 円
				6 時間超、7 時間以内	700 円
				7 時間超、8 時間以内	800 円
				8 時間超、9 時間以内	900 円
				9 時間超、24 時間以内	1,000 円
	(2) 豊公園駐車場を指定管理者に管理させることができるよう規定 【施 行 日】平成 29 年 6 月 1 日				
病院事業事務局	議案第 36 号 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 平成 29 年度から市立長浜病院の建物長寿命化と経営体質強化のために病棟改修事業を実施するにあたり、病棟編成の変更に伴う病室の用途変更を行うため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】市立長浜病院の一般病床を 16 床減床 [現行] 512 床 → [改正案] 496 床 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日				
都市計画課 上下水道課	議案第 37 号 長浜市附属機関設置条例の一部改正について 下記の附属機関を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。 長浜市都市計画マスタープラン改定委員会（業務の終了） 長浜市簡易水道事業審議会（事業の移管） 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日				
幼児課	議案第 38 号 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 建築基準法施行令の特別避難階段の構造に係る規定が改正され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が一部改正されたことから、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 小規模保育事業及び事業所内保育事業の保育室等が 4 階以上にある場合、現行は屋内と階段室との間にある付室に窓若しくは排煙設備を設置することとされているが、これを通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できる構造等でよいものとする。 【施 行 日】公布の日				
高齢福祉介護課	議案第 39 号 長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員に更新制が導入されたことから、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 主任介護支援専門員の資質向上のため、5 年ごとの更新研修を導入（経過措置				

	あり) 【施 行 日】公布の日
商工振興課	<u>議案第 41 号 長浜市特産品陳列場使用料条例の廃止について</u> 特産品陳列場について、各種広告媒体の活用により陳列場を設置する必要性が低下したことから、陳列場の使用料について規定した本市条例を廃止するものです。 (過去の設置実績) 平成 18 年 10 月まで旧長浜駅舎待合室に設置 【施 行 日】公布の日
観光振興課	<u>議案第 42 号 長浜市江のふるさと振興基金条例の廃止について</u> 平成 28 年度をもって基金活用事業が終了することから、本市条例を廃止するものです。 【施 行 日】平成 29 年 4 月 1 日

事件関係

所管課	内 容								
上下水道課	<u>議案 43 号 上水道料金等の徴収事務の委託の廃止に関する協議について</u> 長浜市地域水道ビジョンに基づく水道事業の再編に伴い、余呉・木之本簡易水道及び西浅井簡易水道事業が平成 29 年 4 月 1 日から長浜水道企業団に移管されることから、長浜水道企業団へ委託していた水道料金の徴収事務の廃止について協議するため、議会の議決を求めるものです。 【廃止する期日】平成 29 年 4 月 1 日								
観光振興課 生涯学習課 文化スポーツ課	<u>議案第 44 号～第 48 号 指定管理者の指定について</u> 地方自治法の規定に基づき、指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるものです。 それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。 <u>議案第 44 号 慶雲館本館等の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 45 号 つづらお荘の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 46 号 六荘まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 47 号 神照まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 48 号 びわ体育館の指定管理者の指定について</u>								
財産活用室	<u>議案第 49 号 財産の処分について</u> 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、次の財産を処分することにつき、議会の議決を求めるものです。 <table border="0"> <tr> <td>財産の種類及び面積</td><td>土地 5,141.92 ㎡</td></tr> <tr> <td>財産の所在</td><td>長浜市下坂中町字田村井 331 番 1</td></tr> <tr> <td>売却金額</td><td>39,230,000 円</td></tr> <tr> <td>処分の相手方</td><td>特定非営利活動法人長浜みなみ会 理事長 森 秀明</td></tr> </table>	財産の種類及び面積	土地 5,141.92 ㎡	財産の所在	長浜市下坂中町字田村井 331 番 1	売却金額	39,230,000 円	処分の相手方	特定非営利活動法人長浜みなみ会 理事長 森 秀明
財産の種類及び面積	土地 5,141.92 ㎡								
財産の所在	長浜市下坂中町字田村井 331 番 1								
売却金額	39,230,000 円								
処分の相手方	特定非営利活動法人長浜みなみ会 理事長 森 秀明								

報告関係

・市長の指定専決 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告 損害賠償の額を定めることについて 2 件 内訳：借地料の支払遅延 1 件 公用車による物損事故 1 件 ・平成 29 年度徴収計画について ・平成 29 年度徴収計画について（病院事業）

議案第 44 号～第 48 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
観光振興課	<u>議案第 44 号 慶雲館本館等の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：慶雲館本館、慶雲館庭園、慶雲館茶室、梅の館 指定管理者 所在地：長浜市八幡東町 632 番地 名 称：公益社団法人長浜観光協会 代表者：会長 岸本 一郎 指定期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <u>議案第 45 号 つづらお荘の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：つづらお荘 指定管理者 所在地：長浜市西浅井町菅浦 580 番地 名 称：有限会社カンポ 代表者：代表取締役 大橋 延行 指定期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
生涯学習課	<u>議案第 46 号 六荘まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：六荘まちづくりセンター 指定管理者 所在地：長浜市勝町 490 番地 名 称：六荘地区地域づくり協議会 代表者：会長 柴田 善成 指定期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <u>議案第 47 号 神照まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：神照まちづくりセンター 指定管理者 所在地：長浜市神照町 286 番地 1 名 称：神照地区地域づくり協議会 代表者：会長 傍島 治 指定期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
文化スポーツ課	<u>議案第 48 号 びわ体育館の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：びわ体育館 指定管理者 所在地：東近江市五個荘竜田町 627 番地 2 名 称：特定非営利活動法人 P. P. P. 滋賀 代表者：理事長 山村 文志郎 指定期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

第12号 平成28年度長浜市一般会計補正予算(第6号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,386,026	11,061,470	1,094,800	2,894,845	38,334,911
3月補正予算額(第6号)	1,070,294	△ 325,706 財源更正: △3,404	1,260,400 財源更正: 31,100	△ 192,455 保育所保育料: △73,000 幼稚園保育料: 12,000 財源更正: △67,224 財源更正: △17,224	328,055 市税: 300,000 地方特例交付金: 2,125 普通交付税: 65,672 繰入金: 4 臨時財政対策債: △73,100 財産収入: 42,055 雑入: 3,799 財源更正: △12,500
補正後予算額	54,456,320	10,735,764	2,355,200	2,702,390	38,662,966

1. 決算見込みに合わせた補正

△ 949,370

○基金への積立	職員退職手当基金	150,000
	公共施設等保全整備基金	34,612
	公共施設等整備基金	351,116
	ふるさと寄附金の積立	53,400【その他: 53,400】
	その他基金利子の積立	54,105【その他: 54,105】
○国県支出金等の増減や契約差金に伴う事業費の減額		△ 1,592,603【国: △322,631】 【県: △159,065】 【市債: △140,300】 【その他: △184,336】

2. その他の予算措置

2,019,664

○公有財産管理事務経費	土地開発基金からの土地買戻し	36,882
○産業文化交流拠点整備事業	基本設計完了に伴う支払金の予算化	31,320【国:10,440】
○国民健康保険特別会計繰出金	基金積立分100,000千円、基盤安定分8,415千円 財政安定化支援事業602千円	109,017【国:167】 【県:6,144】
○老人保健施設事業会計負担金	湖北やすらぎの里負担金の精算	4,310
○子ども・子育て支援事業費	保育士等確保緊急対策基金積立金	60,000
○病院事業会計負担金	長浜病院出資金の精算	21,877
○有害鳥獣対策事業費	有害鳥獣捕獲等業務委託料の追加	4,000【県:4,000】
○曳山祭ユネスコ無形文化遺産登録 関連事業費	長浜曳山祭東京公演負担金	4,000【その他:4,000】
○自主防災体制づくり事業	同報系防災行政無線屋外放送の音達不感地域 解消対策工事	15,500
○小学校校舎等維持管理経費	旧丹生小学校体育館解体工事	6,500
○中学校教育備品整備事業費	中学校吹奏楽備品更新	17,200【その他:8,600】
○文化施設管理運営費	旧高月小学校校舎解体工事	47,000
○(仮称)長浜北部学校給食センター 整備事業	新築工事、厨房機器購入、委託料	1,662,058【国:138,643】 【市債:1,369,600】

■継続費

○長浜駅周辺整備事業 (H28～H30)	804,795	産業観光部長浜駅周辺 まちなか活性化室
○(仮称)長浜北部学校給食センター整備事業 (H28～H30)	2,023,500	教育委員会教育総務課

■債務負担行為

○神照まちづくりセンター指定管理料（H29～H31）	35,664	}	市民協働部生涯学習課
○六荘まちづくりセンター指定管理料（H29～H33）	78,200		
○南郷里まちづくりセンター指定管理料（追加分）（H29）	398		
○西黒田まちづくりセンター指定管理料（追加分）（H29～H31）	1,194		
○神田まちづくりセンター指定管理料（追加分）（H29～H32）	1,592		
○湖北まちづくりセンター指定管理料（追加分）（H29）	398		
○高月まちづくりセンター指定管理料（追加分）（H29～H31）	1,194		
○西浅井まちづくりセンター指定管理料（追加分）（H29～H32）	1,592		
○慶雲館本館等指定管理料（H29～H33）	37,500	}	産業観光部観光振興課
○つづらお荘指定管理料（H29～H33）	15,000		
○びわ体育館指定管理料（H29～H31）	5,088	}	市民協働部文化スポーツ課
○（仮称）長浜北部学校給食センター整備工事【廃止】	△ 1,600,000		
○（仮称）長浜北部学校給食センター整備事業（調理設備）【廃止】	△ 371,600		

■繰越明許費

○地域活性化施設管理運営事業	工事請負費	2,258	北部振興局地域振興課
○戸籍住民基本台帳管理事務経費	交付金	9,292	市民生活部市民課
○雪寒対策事業	委託料	4,796	都市建設部道路河川課
○木之本六師線整備事業	工事請負費	35,505	都市建設部道路河川課
○水の駅線整備事業【変更】	負担金	9,200	都市建設部道路河川課
○地福寺神照線整備事業	工事請負費、用地購入費	6,331	都市建設部都市計画課
○長浜駅周辺整備事業【変更】	委託料、工事請負費	△ 660,000	産業観光部長浜駅周辺 まちなか活性化室
○自主防災体制づくり事業	委託料、工事請負費	15,500	防災危機管理局
○小学校校舎等維持管理経費	工事請負費	94,500	教育委員会教育総務課
○中学校教育備品整備事業	備品購入費	17,200	教育委員会すこやか教育推進課
○文化施設管理運営費	工事請負費	47,000	市民協働部歴史遺産課

特別会計

第13号 平成28年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	療養給付費の増額等	99,236
第14号 平成28年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	決算見込みによる減額	△ 5,008
第15号 平成28年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる減額	△ 155,000
	【繰越明許費】公共下水道整備工事	16,300
第16号 平成28年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	決算見込みによる減額	△ 27,000

企業会計

第17号 平成28年度長浜市病院事業会計補正予算(第2号)	一般会計出資金の精算	21,877
第18号 平成28年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	一般会計負担金の精算	4,310